

「第6次京都府食の安心・安全行動計画」骨子(案)に対する意見募集結果

1 募集期間 令和3年10月1日(金)から10月29日(金)まで

2 御意見提出件数 15人・団体(57件)

3 御意見の趣旨及びそれに対する府の考え方

項目	分類	御意見の要旨	府の考え方	
全般	全般	非常に良く書けている。	—	1
	学校との連携	食の安全に関する学校現場との話し合いの場はあるのか。	教育庁は京都府食の安心・安全審議会の事務局や本計画の策定について協議する京都府くらしの安心・安全推進本部として連携しています。また、食に関する情報交換の場を度々設けています。	2
	SNS みどりの食料システム	SNSを通じた食の安心・安全の取組として、食中毒対策、食品表示、農薬・肥料、農畜水産物の安全等、食に関する正確な情報の発信や「みどりの食料システム戦略」の進行状況の情報開示等を期待したい。	府ホームページやSNS(Twitter、Facebook)等において、食の安心・安全に関する正確な情報や取組の実績を掲載します。	3
策定の趣旨	環境問題	第6次行動計画策定の趣旨 地球温暖化防止対策、海洋プラスチックごみ問題など重要な社会的課題も、食の安心・安全と密接な関係性があることを追記されたい。	地球温暖化防止対策、海洋プラスチックごみ問題などの環境問題は、「京都府環境基本計画」、「地球温暖化対策推進計画」、「京都府プラスチックごみ削減実行計画」等により取り組んでおり、他の計画と相互に連携しながら、役割分担することとします。	4
食を取り巻く現状	新型コロナウイルス対応	第1章 新型コロナウイルス感染症の拡大により、食品事業者や生産者、消費者など全ての人が生活様式の変化への対応を求められる中、食を取り巻く環境において、様々な課題に対応されていることを評価する。	引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大をはじめ、食を取り巻く現状への対応を進めます。	5
	食品ロス	第1章1 食品ロスの問題への言及も必要ではないか。	第2章に他の計画との役割分担を記載しています。	6
	エンカル消費	第1章1(4) エンカル消費など消費者教育について追記されたい。	「なお、第5次行動計画で取り上げた・・・食品ロス削減の取組・・・エンカル消費等消費者教育の取組は、それぞれ、・・・「京都府食品ロス削減推進計画」、「京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画」・・・に位置づけ、相互に連携しながら、役割分担することとします。」	7
	誰もが安心して食事ができる食環境	第1章1(3) 「誰もが安心して食事ができる食環境への支援が求められている」とあるが、その理由に説得力が欠けていると感じる。	誰もが安心して食事ができる食環境の課題として、食物アレルギーのある児童生徒の現状を例として示しています。	8
	豚熱、口蹄疫	第1章2(2)ア(ア) 畜産農場では鳥インフルエンザ以外にも豚熱、口蹄疫の発生防止も重要であり、鳥インフルエンザのみの記載でよいのか。	家畜伝染病予防法に基づき、畜産農場での口蹄疫、豚熱、鳥インフルエンザなど28種類の家畜伝染病の発生予防に努めています。 特に、令和2年度は、世界的に高病原性鳥インフルエンザが発生し、国内においても過去最大の発生があり、鳥インフルエンザの監視について記載しています。 近年、顕在化する課題として、豚熱は、第1章-1-(3)に記載しています。口蹄疫については、記載はありませんが、引き続き、対応を徹底します。	9
	ジビエ	第1章2(2)ア(イ) ジビエは特殊な流通であって、あえてここに記載する意味はあるのか。	野生鳥獣肉(ジビエ)を含めた食肉処理施設に対する衛生管理の監視、指導を課題としているため、記載しています。	10

項目	分類	御意見の要旨	府の考え方	
基本的な考え方	選択力向上	第2章 「選択力向上」の文言を「正しい情報の選択力向上」または、「情報リテラシー」とされたい。	今後の参考にさせていただきます。 ここでは、府民の選択力向上を目的に、行政が正確な情報を提供することを示しており、「選択力向上に向けた正確な情報の提供」としています。	11
	監視・検査	第2章1 消費者の願いは、安心・安全な食品を安定して利用し続けられることにある。食中毒や食物アレルギー、食品の規格基準違反、食品表示違反等が発生しないように生産現場や流通段階で生産者、事業者を監視・指導するため、具体的な情報提供や啓発事項を適宜発信するようお願いする。	引き続き、監視・指導にあたり、事業者に必要な情報提供や啓発を行います。第3章－1に事業者等への監視・指導、第3章－2に事業者等への啓発、第3章－3に事業者を含む府民への情報提供の具体的な施策を記載しています。	12
	研修証明	第2章2 柱2を実現するためにICT等を活用した研修機会を多くし、出席した事業者・生産者にはステッカ一等の証明を発行する等、工夫することが必要と考える。	今後の参考にさせていただきます。 必要に応じて、研修等の修了者に「きょうと食の安心・安全ヤングサポーター登録証」、「食品表示指導者研修会修了証」等を発行しています。	13
	ICT	第2章2 ICT等のイメージが出てこない。もう少し具体的に記載できないか。食品関連事業者に対するICTを活用した研修会とはどのようなものか。	「オンライン動画など」を追記しました。 その他、ICTの具体的な内容は、第3章－3－(1)に記載しています。 【第2章－2】	14
		ICTを活用した研修会への参加は、少しハードルが高いように思うが、どのような方が参加しているのか。	ICTを活用した研修会では、参加者の年齢層が、若年齢に広がっています。また、会場まで行きにくい方も参加できたとの声もありました。なお、ICT活用が得意でない方、環境がない方にも参加いただけるよう、オンラインと会場の併催などの方法をとっています。	15
	リスコミ等	第2章3 柱3の目指す姿に賛成する。 リスクコミュニケーションの開催、きょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成を着実にすすめていただきたい。正確な情報への選択力が向上するよう、より一層の学習環境の充実を望む。	引き続き、リスクコミュニケーション等を着実に実施し、府民の学習環境の充実を図ります。第3章－3において、具体的な施策を記載しています。	16
	食品ロス	食品ロス削減など役割分担されても連携して取り組むことを望む。	第2章に記載のとおり、食育や食品ロスの取組は、他の計画と相互に連携しながら、役割分担することとします。 研修等について、今後の参考にさせていただきます。	17
	食育 食品ロス	食育において、食品ロス、農作物生産の研修も充実されてはどうか。播種から刈り取りまで研修されているが、生育途中の栽培生産段階(土作り、水やり、農薬・肥料散布、施設作り)も積極的に取り上げられたい。 教育を志望される大学生へ食育の研修機会を設定されたい。また、一般の方々へも食育の普及を強化されたい。		
柱1	検査 情報開示	第3章1 現場への検査や点検を行うと同時に消費者の信頼を確保するために積極的な情報開示をしていただきたい。	食中毒対策、食品表示、農薬・肥料、農畜水産物の監視・指導等は、必要に応じて、府ホームページ「食の安心・安全きょうと」等により、情報提供します。	19
	残留農薬	第3章1 残留農薬は、様々な検査等が書かれているが、その他の作物等の残留農薬に不安が残る。食の安全性確保に向けた行政による監視・検査体制の確保の中に「ポジティブリスト」等について追記が必要。	「ポジティブリスト制度に基づく残留農薬検査」を追記しました。 【第3章－1－(2)】	20

項目	分類	御意見の要旨	府の考え方	
柱1(1)	目指す姿	第3章1(1)生産現場等の監視・指導 目指す姿 「生産現場等において、・・・食品表示違反などが発生しないことを目指します。」とあるが、食品表示違反の発生防止に対する対策は、直後の本文中や数値目標欄内のどの箇所に該当するのか。	食品表示の監視・指導の具体的な取組は、1(2)流通段階の監視・指導⑧⑨に記載しています。1(1)生産現場等の監視・指導に、食品表示の具体的な取組の記載はありませんが、流通段階の監視から必要に応じて生産現場等も監視・指導の対象となるため、1(1)の目指す姿に記載しています。	21
	抗生物質	8頁の生産現場等の監視・指導 抗生物質の不適切な使用について、耐性菌その他の問題があることを知った。 日本では、畜産や養殖での抗生物質の使用は、完全に禁止になっているのか。日本の抗生物質の使用についての指針などがあれば教えてほしい。	家畜や養殖水産動物は、農林水産省が指針として、「動物用抗菌性物質製剤のリスク管理措置策定指針」や「抗菌性飼料添加物のリスク管理措置策定指針」を定め、これに基づきリスク管理を実施しています。 牛、豚、鶏及び水産動物の畜水産動物は、動物用抗菌性物質製剤の使用が認められています。一方、水産動物での飼料添加物の使用は認められておらず、抗菌性飼料添加物の対象となる家畜等は、牛、豚、鶏及びうずらで、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあると評価された5種類の抗菌性飼料添加物の指定が取り消されています。	22
	高病原性鳥インフルエンザ	高病原性鳥インフルエンザや豚熱などのリスク管理の状況はどうか。	高病原性鳥インフルエンザについては、流行シーズンの冬季を迎えることから、関係団体との情報交換や農場への注意喚起をするなど対策を始めています。豚熱については、農場の飼養豚にはワクチン接種、野生いのししに対しては経口ワクチン散布で、発生予防を図っています。	23
		高病原性鳥インフルエンザなどが発生した際の交通規制等の具体的な方針や方法などは定まっているのか。	近隣府県や府内発生時には警戒・対策本部を設置し、全庁体制で対応しています。また、道路におけるまん延防止対策については、発生農場から半径3km円と10km円の境界上の主要道路に畜産関係車両を対象とした消毒ポイントを設置することとなり、その体制も毎年確認しています。	24
	農薬 農産物の衛生	農薬や農産物の食品衛生上の取扱い等について、従来からの取組に一定効果があるので、継続して取り組んで欲しい。	農産物の生産現場段階の対応は、農薬使用状況の調査を年間200回程度行い、適正使用の指導に努めています。また、生産者団体においても、自主的な残留農薬分析を行い、食品衛生法上問題となる農産物が市場流通しないよう対策を行っています。 農産物の流通食品としての対応は、これまでから食品衛生法に基づく収去を実施し、残留農薬や放射性物質について検査しています。第6次計画においても、生産段階の取組に加え、流通段階の農産物を含めた収去検査の目標値を年間750検体として、取組を継続します。	25
	農薬	農薬販売業者への立入等で保管や書類不備があると聞く、業者への啓発や指導の強化が必要ではないか。	全ての農薬販売店を対象に定期的に、立入調査して、店頭での陳列状況や表示、在庫管理を確認しており、これら不備のあった店舗については、立入頻度を高めるなど、改善に向けた指導の強化を実施しています。	26
	農産物のHACCP	食品製造者に対するHACCPに関する指導や適切な表示など農林サイドとは異なる部門からの指導を強化することで安心・安全に一層近づけるのではないか。	衛生部局においても、保健所の食品衛生監視員が中心となって、食品等事業者に対してHACCPなど食品衛生に関する指導、助言や、アレルギー表示等の監視指導を実施しています。第6次計画においても、関係団体とも連携しながら、食品等事業者への立入検査や講習会等を通じて、引き続き、きめ細やかな指導を実施します。	27
	農薬販売店	第3章1(1)の数値目標⑥の指標は調査数よりも指導率の方が適切ではないか。	⑥農薬販売店への立入調査は、府内にある全ての農薬販売店を2～4年で巡回することを目標としているため、指標は調査数(回/年)とします。	28
柱1(2)	食品表示 テイクアウト	⑧及び⑩の目標値は違反や発生件数を0にする意味とは思いますが、監視指導数と捉えられるなど誤解を招きかねない。	誤解を招かないよう取組の順番、文言を修正します。 ⑧科学的検査による食品表示の監視→⑨食品表示における科学的検査 ⑩テイクアウトを行う飲食店に対する監視指導→新たに許可を受けた飲食店に対しテイクアウトやデリバリーを行う際に食中毒を発生させないための監視指導 【第2章－施策の体系－9、10 第3章－1－(2)－⑨、⑩】	29

項目	分類	御意見の要旨	府の考え方	
柱1(2)	テイクアウト、宅配	テイクアウトや宅配等を開始する事業者へのきめ細かい監視指導を望む。	第3章-1-(2)-⑩において、テイクアウト等を開始する事業者に対し、きめ細やかな指導を実施し、衛生管理の啓発を進めていきます。	30
	テイクアウト、自動販売機	テイクアウトを始める事業者が増加しているとのことだが、計画期間の3年間をとおして増加が見込まれるのか。 また、飲食店による自動販売機での販売については、何かしらの対策等を講じているのか。	継続して増加しており、運搬時の衛生管理や温度管理、調理後の速やかな喫食などを新たにテイクアウトやデリバリーを始める飲食店等に対して指導しています。 自動販売機は、自販機内調理が行われるものは、食品衛生法に基づく営業許可や届出が必要となっており、保健所において自販機の設置場所が衛生的か、自販機の衛生能力が十分かなどを確認して必要な指導しています。	31
柱2	HACCP 食物アレルギー	柱2の目指す姿に賛成する。 府内には小規模な食品関連事業者が多いという実態を踏まえ、HACCPをはじめとする新制度へのスムーズな適応や食物アレルギーへの対策等ができるように、食品業界団体等と連携し、きめ細かく制度の周知活動を実施することを望む。	引き続き、第3章-2-(1)の取組により、食品関連事業者、学校等と連携し、きめ細やかな指導を実施します。	32
柱2(1)	新型コロナウイルス感染防止対策認証制度	新型コロナの認証制度の認証店舗数はどうか。	令和3年12月3日現在、9,767店舗です。京都府ホームページに認証店舗一覧を掲載しています。	33
	健康寿命延伸	第3章2(1)イ 少子高齢化で健康寿命延伸は重要だが、子育て世代や高齢者だけでなく、若い世代、働き盛りの世代が「食と健康」について理解することが、予防医学の観点からも重要であり、健康寿命も伸び、京都府内の定住にもつながるのではないか。	若者をはじめ様々な世代が食の情報に触れる機会を増やし、健康寿命延伸、食の安心・安全の意識向上につなげます。	34
	災害時の食の安全	第3章2(1)ウ 災害時の食の安全は、災害の頻発により、多くの人に求められる分野であり、災害時の公衆衛生、精神衛生の観点からも重要である。炊き出しだけでなく、できる範囲で地域の飲食店と連携しながら、不安に駆られている方々の心を癒す食を提供できるような仕組みを作るべきと考える。	今後の参考にさせていただきます。 引き続き、第3章-2-(1)-⑳の取組により、自治体や団体職員向けの緊急時の食に関する対応研修会を開催し、避難所における食中毒の未然防止や食物アレルギー対応に努めます。 また、災害時等の食の確保に係る計画は京都府地域防災計画(一般計画編の「食料及び生活必需品の確保計画」、「食料供給計画」)において公表しています。	35
	自主的な残留農薬分析	⑮自主的な残留農薬分析 他は全て府が行う表現となっているが、書き方に整合を取る必要はないか。例えば、⑳は事業者が行うことだが、「～の推進」というように、府の取組となるような表現となっている。	文言を整理し、「の推進」を追記しました。 【第2章-施策の体系-15 第3章-2-(1)-⑮】	36
	食の健康づくり応援店	⑰、⑱、㉑、㉒等の目標値が5回に減っているのは振興局数と考えると理解できるが、⑲の登録店舗数が現状維持はなぜか。現状でも府内総店舗数の数%でしかないのに、目標値800という数字は努力不足ではないか。	令和5年度までを計画期間とする「京都府保健医療計画(きょうと健やか21(第3次))」との整合性を図るため、さらには、コロナ禍で店舗数を維持していくことも難しい状況を鑑み、この目標設定としています。今後も継続して取り組みを推進していきます。	37
	観光客や修学旅行生	京都を訪れる内外の観光客や修学旅行生(本文中に語句あり)への食の安心・安全についての配慮をどこかに記述してはどうか。	修学旅行生等の食の安心・安全の配慮については、食物アレルギーの視点で記載しています。修学旅行生等を含めた食の安心・安全の対応は、引き続き、通常の監視指導の中で取り組みます。	38
	HACCP	HACCP義務化に関する取組状況はどうか。	約2万の全事業者への通知、保健所や関係団体による巡回指導、25回の講習会・セミナー等の様々な方法により普及啓発を図っており、全事業者へのアプローチを実施しました。今後も、フォローアップとして講習会や巡回指導などを継続していきます。	39

項目	分類	御意見の要旨	府の考え方	
柱2(1)	食品表示	第3章2(1)の数値目標⑱の目標値は現状維持でよいのか。	⑱食品関連事業者向け新たな食品表示制度の普及啓発は、府内5地域で事業者向け講習会、資料提供等により、新たな食品表示制度の普及啓発を行うものであり、現状維持としています。	40
	食物アレルギー	アナフィラキシー補助治療剤注射は、緊急時には教員が投与しても良いことになっているが、教員への研修は十分に行われているか。	府教育委員会作成の「学校等における食物アレルギー対応の手引」により、アレルギーを持つ児童・生徒一人一人に対応するため、個別の取組プランを作成することとしています。アナフィラキシー補助治療剤注射については、個別の取組プランにも記載される内容であり、緊急時に教員が投与できるよう校内研修や養護教諭の研修等において周知徹底しています。	41
柱2(2)	持続可能な農業	持続可能な農業には、後継者不足対策や省力化・自動化技術の普及の視点も入っているのか。	府全体の取組として推進しています。農林水産業に係るスマート技術の展示イベントでの周知や農林水産業者とのマッチング等のほか、京都府の研究施設においては、スマート技術の研究も行っています。	42
		暑さに強い農作物の品種開発等の研究課題は、健康被害の安全保障がされていないゲノム編集やRNA編集などの遺伝子操作に頼らない農業を目指してほしい。	府の農林水産技術の研究機関では、ゲノム編集やRNA編集は行っていません。	43
		栽培履歴の電子化と公開に取り組む団体の内訳を教えてください。	すでに取り組んでいる1団体は、京のブランド産品「万願寺甘とう」の生産者団体です。このような団体を今後も増やしていきます。	44
柱3	食の安心・安全フォーラム等	第3章3 柱3の目指す姿について賛成する。 食の安心・安全フォーラム等、事業者との交流機会の充実、リスクコミュニケーションの開催、食の安心・安全ヤングサポーターの養成、SNS等による情報発信等、食の安心・安全に関する正確な情報の周知・普及の強化を着実に進められたい。	引き続き、第3章-3の取組により、食の安心・安全に関する消費者、事業者、行政の相互理解を促進し、府民・食品関連事業者への確に情報を提供します。	45
柱3(1)	食の安心・安全ヤングサポーター	特に若い世代の情報の選択力の向上はどのように取り組むのか。	ヤングサポーターに関する取組は、京都府が発信する食に関する正確な情報を受信することで、選択力向上の機会を増やす取組になっています。府が開催したリスクコミュニケーションにも参加いただき、消費者庁によるインターネット上の情報の監視等についても、案内しています。	46
		ヤングサポーターは農林水産部だけの取組なのか、全庁の取組なのか。また、いつからの取組か。	食の安心・安全ヤングサポーター制度は、令和元年度に開始した農林水産部の取組ですが、学生のみなさんに参加いただく取組は様々な部署で行われています。	47
		食の安心・安全ヤングサポーターの役割は、SNSでの情報発信とあるが具体的にはどうか。	府が提示するテーマで記事を書きたい学生を募集し、寄せられた記事を府が発信する形としています。そのほか、コロナ禍の影響であまり実施できていませんが、府が開催するイベントのスタッフとしての参加を募集し、運営を体験してもらおう取組もあります。	48
		食の安心・安全ヤングサポーターについて、家政系の大学生だけでなく、若者や現役世代への食に関する情報発信が大事。社会人の方が大学生より「食」について考える人数が多いのではないかと。府内の事業者へ有償サポーターとして募集し、社内や仕事関係のコミュニティで伝播することが食の安心・安全の普及につながると思う。	今後の参考にさせていただきます。 大学生を中心とした若者は「食の安心・安全ヤングサポーター」、社会人からは「くらしの安心推進員(食の安心・安全の協働サポーター)」として、食の安心・安全の知識を広く気軽に情報交換いただくため、ボランティアでの取組としています。	49

項目	分類	御意見の要旨	府の考え方	
柱3(2)	食の府民大学	食の府民大学について全く知らなかった。Youtubeによる情報発信のターゲットが分からない(府民、外国人移住者、高齢者、若者、子供、現役世代等)。ターゲットを明確にすることが大事ではないか。 動画配信等の運営管理をする上で、動画のニーズを分析すべき。例えば、配膳作法の動画の再生回数が多ければ、京都府内に限らず宿泊業やサービス業の方が見ていると分析し、類似した視点の動画を制作する方法が取れる。動画を配信して終わりせず、若い世代や食の関心が低い方々に見てもらえるようなコンテンツにしてほしい。	今後の参考にさせていただきます。 動画は除々に多くの方に見ていただけるようになっており、再生回数は、令和2年度は約2万回、令和3年度12月現在は約2万8千回となっています。 食の府民大学をはじめ、SNSの発信等について、食の安心・安全等の啓発対象を明確にし、広報を進めていきます。	50
		食の府民大学(京都府食の安全・食育YouTube)は、内容は大変分かりやすく作成されているが、動画再生回数が少なく広報の改善が必要。		51
	SNS等	SNS等の情報発信全般について、特に食に関心が低い(信頼感が低い、選択力が低い)方々にこそ情報を浸透させるべき。その過程で、潜在的に関心の高い方々へも浸透するのではないか。		52
危機管理 対応	危機管理	危機管理に関する記述について、「食の安心・安全を脅かす可能性がある事案」という表現は、一般府民には分かりにくいのではないか。	「食中毒、食物アレルギーによる事故、食品表示違反」を追記しました。 【第3章-4】	53
	インターネット取引	インターネット取引に関する「京都府ネット取引等あんしんチーム」について、分かりやすく記載をしてはどうか。	「インターネット取引に特有な事案等を分析し、対応方法を検討して、未然防止や事業者指導等の施策に反映するとともに、」を追記しました。 【第3章-4】	54
		食の安心・安全に関する危機管理対応は、「京都府ネット取引等あんしんチーム」による相談サポート、被害分析、府全域の相談、情報共有により、食の安心・安全に関する被害が拡大する可能性があれば、関係部局と連携しながら府民への注意喚起をすすめてほしい。	第3章-4のとおり、「京都府ネット取引等あんしんチーム」は、関係課と速やかに被害防止や相談情報を共有し、府民への注意喚起等につなげます。	55
その他	用語	以下、別紙で説明されたい。 「京都府WITHコロナ・POSTコロナ戦略」、HACCP制度、食品関連事業者等に対するICT活用、持続可能な農業、エンカル消費、薬剤耐性菌感染症、科学的検査による食品表示の監視、京都府食の安全・食育YouTube、食の安全マネジメント研修会、6次産業化、団体職員、きょうと健康 おもてなし 食の健康づくり応援店、みどりの食料システム戦略、食の安心・安全フォーラム、食の安心・安全ヤングサポーター、京都府くらしの安心・安全推進本部、京都府ネット取引等あんしんチーム	今後の参考にさせていただきます。 普及啓発版では、参考資料に用語集を掲載します。	56
	農林水産フェスティバル	生産者と消費者が直結する農林水産フェスティバルは、消費者の安心・安全につながっている。市場に出回らない商品もあって、毎年楽しみにされているお客様から、中止は残念との声があり、代わりに宅配で購入いただいている。 今後、このような府内生産者を応援いただく消費者の負担軽減策として、宅配運賃の補助も検討されたい。	農林水産フェスティバルは、毎年多くの方々に参加いただいておりますが、残念ながら、今年度も開催を見送ることとなりました。来年度には開催できることを願っており、ご意見は、今後の参考にさせていただきます。 また、府内の生産者と消費者をオンラインで結ぶことを目的に、府内産農産物の販売を行うショップを紹介する「京の食オンラインマルシェ」を開設していますので、ご紹介します。	57